

別紙

諮問第1011号、第1015号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇街頭演説会の演説した国会議員のSPの警備計画書」ほか1件について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇街頭演説会の演説した国会議員のSPの警備計画書」ほか1件の開示請求に対し、警視総監が平成28年2月29日付け及び同年3月4日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「平成28年〇月〇日東京都〇〇区〇〇〇丁目、〇〇改札側出口付近の警視庁警察署管内の公衆用道路で行われた〇〇街頭演説会の警備計画書、演説した国会議員のSPの警備計画書」について、本件の政治団体の街頭宣伝は、事前にインターネット等で公表されたもので、事前に道路使用許可等が提出され、各政党等の弁士が演説するもので、警備等の計画は、警視庁、警察署で明文化されるものである。従って道路使用許可等の関係書類は公開されるものであるが非開示か不存在であるために公開条例10条等を悪用し、冒頭の非開示処分としたものである。明らかに道交法等の違反隠しである。警備等の警察官が長時間街頭で警備をしているが、道路使用許可がなければ、警備計画書等は作成できないものである。警視庁は主催者に政

治活動の街頭宣伝の計画書と道路使用許可関係書類を添付書類として開示しなければ、公式な警備公務と言えず、無許可の街頭宣伝見逃し等は職権濫用である。

イ 「平成27年〇月〇日、東京都〇〇区〇〇〇丁目、〇〇駅西口付近の警視庁警察署管内交通が煩瑣った（原文のまま）公衆用道路で行われた〇〇党青年部・青年局全国一斉街頭行動の〇〇委員長、〇〇幹事長の警備計画書、演説した国会議員のS Pの警備計画書」について、V I Pの警備は宣伝車等に同乗した警備であるから、殆どがマスコミ等に映像として記録されるから、道路使用許可の条件を把握して警備をする事が常識である。唯の付き添い警備では、安心、安全は確保できず、先日の女性皇室へのパイプ爆竹のような事件は多発する。道路使用許可の資料がなければ、警備計画書は安全に作成できないのであり、再三再四、道路使用許可の公文書存在否定する行為は、職権濫用であり、警視総監及び警視正等の官僚の不開示等の決裁は不当である。S P等の警備警察官は一見して明確にわかる。外国のV I Pの警備はニュース等で放映されるが紳士的な面相の公務員、ボディガードが多い。日本も再考慮が必要である。

### 3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 警護警備に関する基本的事項については、警護要則（平成6年6月24日国家公安委員会規則第18号）に規定されている。警護要則2条において、警護対象者とは内閣総理大臣、国賓その他その身に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者として警察庁長官が定める者とされ、6条で警護対象者の警護警備を実施するに当たっては、警護体制や警護措置等を内容とする警護計画を作成し、これに基づき警護警備を実施することが規定されている。

過去においては、元内閣総理大臣の国民葬の会場における当時の内閣総理大臣に対する殴打事件、政党要人の演説会場における拳銃発砲事件、選挙期間中の選挙事務所前における地方自治体の首長候補に対する拳銃使用殺人事件など要人に対する事件が発生している。

本件の開示請求に関して公文書の有無を答えることにより、警護対象者を明らかにすることとなると同時に警護対象者でない者も明らかになるおそれがある。今後の諸情勢によっては過去に発生した事件と同様の事件が発生することが十分に懸念され、その敢行を容易にすることとなるおそれがある。

(2) 条例10条該当性について

当該開示請求は、要人に対する警護に関する請求であり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条4号に規定する情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。

(3) 条例7条4号該当性について

当該開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定の要人に対する警護警備の有無、警護警備諸対策を推進している要人の範囲等が明らかとなり、その結果、テロ等不法行為の敢行を企図する者がこれに応じた対抗措置を講じることにより、その敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 6月 7日	諮問（諮問第1011号、第1015号）
平成28年 6月30日	新規概要説明（第143回第三部会）
平成29年 1月24日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第1011号、第1015号）
平成29年 1月27日	実施機関から説明聴取（第149回第三部会）

平成29年 2月13日	審査請求人から意見書收受 (諮問第1011号、第1015号)
平成29年 2月24日	審議 (第150回第三部会)

## (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第1011号、第1015号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件請求文書について

諮問第1011号に対する審査請求に係る請求文書は、「平成28年〇月〇日東京都〇〇区〇〇〇丁目、〇〇改札側出口付近の警視庁警察署管内の公衆用道路で行われた〇〇街頭演説会の警備計画書、演説した国会議員のSPの警備計画書」(以下「本件請求文書1」という。)、諮問第1015号に対する審査請求に係る請求文書は、「平成27年〇月〇日、東京都〇〇区〇〇〇丁目、〇〇駅西口付近の警視庁警察署管内交通が煩瑣つした(原文のママ)公衆用道路で行われた〇〇党青年部・青年局全国一斉街頭行動の〇〇委員長、〇〇幹事長の警備計画書、演説した国会議員のSPの警備計画書」(以下「本件請求文書2」という。)である。

実施機関は、本件請求文書1及び2の存否を答えるだけで、条例7条4号で定める非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った。

### ウ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施

機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

審査会が確認したところ、本件請求文書1及び2に係る開示請求については、特定の街頭演説における特定の要人を指定し、その警備計画書の開示を求めるものである。本件請求文書1及び2の存否を答えることにより、特定の要人に対する警護警備の有無、警護警備諸対策を推進している要人の範囲等が明らかとなり、テロ等不法行為の敢行を企図する者がこれに応じた対抗措置を講じることにより、その敢行を容易にするなどとする実施機関の説明は否定し難く、本件請求文書1及び2の存否に関する情報は犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報と認められることから、条例7条4号に該当する。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条4号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、鴨木 房子、木村 光江、山田 洋